

■長府前八幡(1)団地建替事業の実施方針等に関する意見に対する回答

No	公表資料名称	頁	第	小項目				意見内容	回答
1	実施方針	10	1	1	9	1	(ア) (イ)	各年度の支払いが前払金と年度末払いのみですが年度内の中間支払い（秋頃1回）を考慮頂けないでしょうか？	PFI事業とは、民間事業者が資金調達を行うことが一般的であり、各年度の支払いについては、実施方針のとおりといたします。なお、支払いについては各年度10分の9としておりますが、1棟目を引き渡す年度末において、1棟目の建設に掛かった費用の支払いを行います。
2	実施方針	36		別紙1	※6			新設建物1棟で一般的に6ヶ所程度の地質調査を実施しますが、後にそれ以外の場所で地中障害物や土壌汚染が例えば基礎掘削時や外構時に発見された場合は実数精算をお願いします。敷地全ての場所の事前調査は不可能です。	事業者グループが施設整備のために必要な地質調査や事前調査を行った結果、土壌汚染や地中障害物が発見された場合は、市は、当該の除去修復に起因して事業者グループに発生した合理的な追加費用を負担することとしております。ただし、必要な地質調査や事前調査を怠ったり、調査の不備や誤りにより発見できなかった場合に起因する費用等は事業者グループが負担することとしております。詳細は入札公告時に公表する入札説明書及び事業契約書（案）において示します。
3	要求水準書 〈建替住宅等整備関連業務編〉	15	4	4	1		(イ)	解体予定住棟の既存杭の有無と長さの事前調査は困難です。資料がない場合、基礎の解体撤去時に調査と実数精算にして頂けないでしょうか？	長府前八幡(1)団地建替事業の実施方針等に関する質問に対する回答のNo. 25の回答をご確認ください。